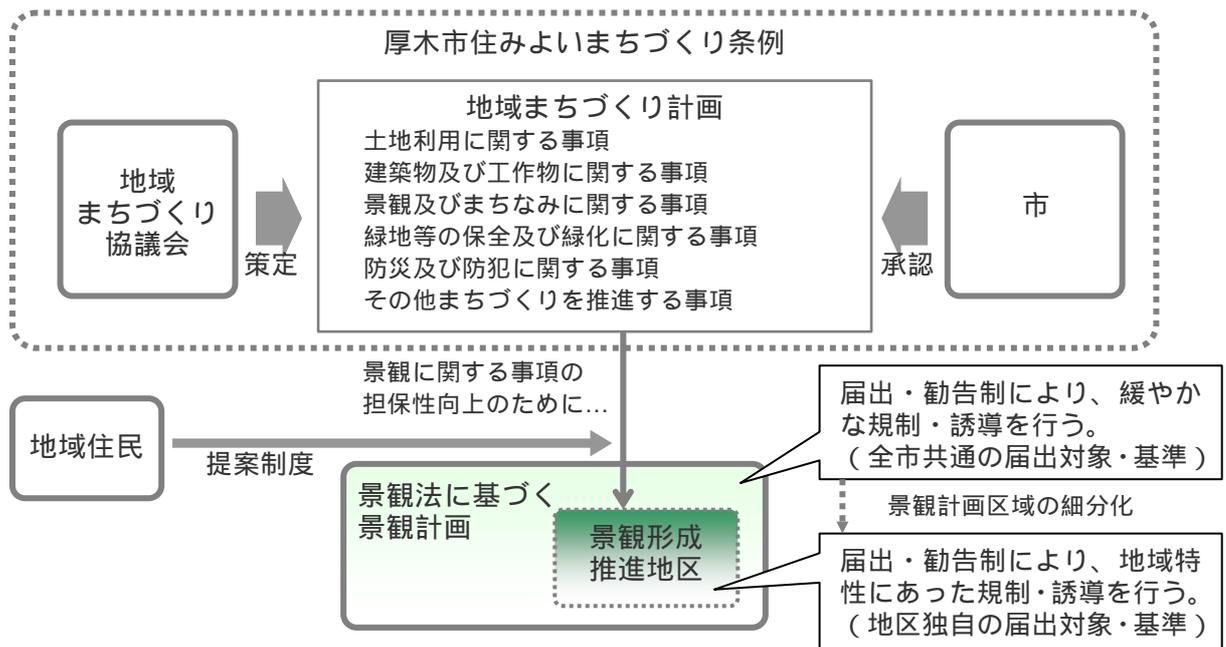


# 第III章 地域で進める景観づくり

## (1) 景観形成推進地区の活用

「厚木市都市マスタープラン」における地域別のまちづくりの方針に基づいてまちづくりを展開していくにあたり、地域の景観資源や景観特性を生かしながら、市民等の目線で見えた身近な地域のまとまりある景観づくりを進めていくための仕組みとして、市景観条例に基づく「景観形成推進地区」を設けます。

この「景観形成推進地区」は、景観法に基づき、土地所有者等が地区の景観計画について提案を行う提案制度によるもののほか、「厚木市住みよいまちづくり条例」に基づく「地域まちづくり計画」と連動し、景観に関する事項の担保性をより高めるための手法としての活用が望まれます。



## (2) 景観形成推進地区の指定方針

特に景観づくりのための方策を講ずるべき地区として、次のような地区が「景観形成推進地区」の候補地として挙げられます。

### まちづくりに対する関心の高い地区

森の里や内陸工業団地など、住民等のまちづくりに対する関心が高く、様々なまちづくり活動の実践や建築、緑化協定等の締結によって良好な住環境が維持されている地区では、今後も市民との協働によってこれらの良好な景観を維持していくことが求められます。

### 市街地開発事業等の面的整備が行われる地区

土地区画整理事業等による面的な市街地整備に合わせ、地域特有のルールを定めることにより、まとまりのある景観を創出していくことが求められます。

### 景観資源を有する地区

歴史や自然、文化等に関わる景観資源を有する地区においては、これらの貴重な資源をまちづくりに積極的に活かしていくことが求められます。

### 市のシンボリック景観を形成すべき地区

本厚木駅前商業地として、本市の顔となる地区においては、魅力とにぎわいのあるシンボリックな景観を創出していくことが求められます。

